

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。 【資料9】

## ■ 背景

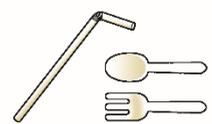
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

## ■ 主な措置内容

### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

### 2. 個別の措置事項

設計・製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li></ul></li></ul>	 <p>&lt;付け替えボトル&gt;</p>	
販売・提供	<b>【使用の合理化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li></ul></li></ul>	 <p>&lt;ワンウェイプラスチックの例&gt;</p>	
排出・回収・リサイクル	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● プラスチック資源の分別収集を促進するため、<b>容リ法ルートを活用した再商品化</b>を可能にする。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化事業者が実施することが可能に。</li></ul></li></ul>	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化</b>する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li></ul></li><li>● 排出事業者等が<b>再資源化計画</b>を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>

▼：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>